

令和 3 年 6 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 3 年 6 月 1 日

も く じ

報告第 4号	家屋の損壊に係る専決処分 ^{の報告について} -----	1
報告第 5号	訴えの提起に係る専決処分 ^{の報告について} -----	2
報告第 6号	令和2年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて-----	3
報告第 7号	令和2年度大東市一般会計事故繰越繰越計算書の報告につい て-----	7
議案第36号	令和3年度大東市一般会計補正予算(第3次)について-----	別冊
議案第37号	大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について-----	10
議案第38号	市道路線の認定について-----	11
議案第39号	大東市職員等のサービスの宣誓に関する条例及び大東市固定資産 評価審査委員会条例の一部を改正する条例について-----	12
議案第40号	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について-----	15
議案第41号	大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設 備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について-----	17
議案第42号	大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について-----	19
議案第43号	大東市基金条例の一部を改正する条例について-----	21
議案第44号	大東市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	23

報告第4号

家屋の損壊に係る専決処分の報告について

家屋の損壊に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和3年3月1日 |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金234,659円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和2年7月8日から同年9月15日までにかけて、旧大東市立子ども発達支援センター跡地内において本市が実施した整備工事に起因して、相手方の家屋を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第6号

令和2年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和2年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したもので、同項の規定により次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

令和2年度大東市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
総務費	総務管理費	公民連携総合調整事業(戦略)	9,974,000	9,974,000
総務費	総務管理費	北条まちづくり推進事業(Ⅱ期)	4,562,000	4,562,000
総務費	総務管理費	新庁舎整備推進事業	10,780,000	10,780,000
商工費	商工振興費	大東市雇用維持助成金給付費	19,300,000	19,300,000
土木費	道路橋りょう費	橋梁長寿命化等修繕事業	57,633,000	53,529,000
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	7,433,000	7,433,000
土木費	都市計画費	深野北谷川線新設事業	125,598,000	62,265,000
土木費	都市計画費	野崎駅・四条畷駅周辺整備事業	230,330,000	215,541,000
土木費	河川費	ポンプ場維持管理経費	16,816,000	16,816,000
土木費	河川費	水路整備事業	35,106,000	35,106,000
教育費	小学校費	小学校管理経費(教育政策)	15,200,000	15,200,000
教育費	小学校費	小学校維持管理・保健経費	37,087,000	37,087,000
教育費	中学校費	中学校管理経費(教育政策)	8,800,000	8,800,000
教育費	中学校費	中学校維持管理・保健経費	180,116,000	180,116,000
合 計			758,735,000	676,509,000

繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

左の財源内訳					
既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源				一般財源
	国庫支出金	府支出金	地方債	その他 特定財源	
	998,000			1,133,000	7,843,000
					4,562,000
					10,780,000
	300,000			2,238,000	16,762,000
	28,094,000		18,800,000		6,635,000
					7,433,000
	10,756,000		46,300,000		5,209,000
	52,677,000		98,400,000	64,464,000	
					16,816,000
	10,000,000		14,800,000		10,306,000
	7,600,000				7,600,000
			20,300,000	7,993,000	8,794,000
	4,400,000				4,400,000
	42,558,000		121,500,000		16,058,000
0	157,383,000	0	320,100,000	75,828,000	123,198,000

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

報告第7号

令和2年度大東市一般会計事故繰越繰越計算書の報告について

令和2年度大東市一般会計事故繰越繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

令和2年度大東市一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為 予定額
				支出済額	支出 未済額	
土木費	都市計画費	野崎駅・四条畷駅 周辺整備事業	329,971,250	104,770,000	225,201,250	
合 計			329,971,250	104,770,000	225,201,250	

事故繰越繰越計算書

(単位:円)

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明	
	既収入 特定財源	未収入特定財源					一般財源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他 特定財源		
225,201,250				202,700,000	22,501,250	予想し得なかった避け難い事故により、買収用地の引渡しに遅れが生じ、年度内の予算執行が困難であったため。	
225,201,250				202,700,000	22,501,250		

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

議案第37号

大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大東市固定資産評価審査委員会委員 北田 勲氏の任期が、令和3年8月19日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	北 田 勲
生年月日	████████████████

公 職 歴	
昭和44年11月	大東市奉職
平成18年 3月	大東市退職
平成21年 8月 ~ 現在	大東市固定資産評価審査委員会委員

議案第39号

大東市職員等のサービスの宣誓に関する条例及び大東市固定資産評価審査委員会
条例の一部を改正する条例について

大東市職員等のサービスの宣誓に関する条例及び大東市固定資産評価審査委員会条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

押印に係る規定等の整備に伴い、所要の改正を行うため。

大東市職員等のサービスの宣誓に関する条例及び大東市固定資産評価審査委員会
条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

第1条 大東市職員等のサービスの宣誓に関する条例（昭和31年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「委員」という。）又は、職員」を「及び職員（以下「職員等」という。）」に改める。

第2条中「職員となつた」を「職員等となつた」に改め、「又は任命権者の定める上級の公務員」を削り、「宣誓書に署名」を「宣誓書を提出」に改める。

第4条中「職員」を「職員等」に改める。

別記様式中「印」を削る。

（大東市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第2条 大東市固定資産評価審査委員会条例（昭和31年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「審査手続、記録の保存、その他」を「審査の手続、記録の保存その他」に改める。

第2条第3項中「大東市固定資産評価審査委員会規程」を「委員会の規程」に改める。

第4条第4項を削り、同条第5項中「審査申し出人」を「審査申出人」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、第5号を第6号とし、

第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

第14条中「、その他」を「その他」に、「大東市固定資産評価審査委員会規程」を「委員会の規程」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）の一部が令和3年7月1日から施行され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）
第6章 雑則（第50条）」に改める。

第7条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第41号

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第12号)が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「並びに夜間及び午睡の時間帯」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が改正されたことに
伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市国民健康保険条例（平成3年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（次条において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次条において同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

大東市基金条例の一部を改正する条例について

大東市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市国民健康保険財政調整基金を設置することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市基金条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市基金条例（平成29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

大東市国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業における財政の健全な運営に資するため資金を積み立てること。
-----------------	---------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

大東市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第12号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に、「立体横断施設」を「立体横断施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に、「自動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に改める。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に、「の有効幅員は、当該歩道等」を「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第2項中「の横断勾配」を「又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配」に改める。

第9条第2項中「車いす」を「車椅子」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め

る。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号中「かご」を「籠」に改め、同条第4号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第5号中「かご及び」を「籠及び」に、「はめ込まれていることにより、かご外からかご内が」を「はめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号及び第9号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第10号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第11号中「かご」を「籠」に改め、同条第13号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第13条中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第21条第2号及び第3号、第22条第2号、第28条第1項第3号及び第6号並びに同条第2項第1号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「の乗降場」を削る。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

印刷物番号

3 - 2 1